

# 大分県報

令和二年  
号外（六七）  
七月八日

（水曜日）

## 目次

### 条 例

豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例の制定……………

### ○条 例

豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例をここに公布する。  
令和二年七月八日

大分県条例第三十号  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けていくことは多くの県民の願いであり、そのためには住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めることが非常に重要となる。

地域包括ケアシステムの構築・充実を図るには、医療・介護等の専門職のみならず、そこで暮らす住民の理解、協力が必須であり、「人生会議」に対する理解が広がることにより、地域での関心がさらに高まると考えられる。

国が普及啓発を進める「人生会議」は、本人が希望する医療やケアなどを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかなどについて、自分自身で前もって考え、家族や友人など周囲の信頼する人たちと何度も話し合い、しっかりと共有する取組である。

本県は、これまで「健康寿命日本一」を掲げ、県を挙げた取組を進めてきたところであるが、ここに、より一層県民一人一人の人生の質を高め、全ての県民が豊かな人生を送ることができる大分県を目指し、この条例を制定する。

（目的）

**第一条** この条例は、県、市町村及び関係機関が連携・協力し、人生会議に関する普及啓発を広く推進することにより、人生会議に対する県民の理解を深めることを目的とする。

（定義）

**第二条** この条例において「関係機関」とは、医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。）、老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設をいう。）その他の人生会議に関係する機関・施設等をいう。

（普及啓発の推進等）

**第三条** 県は、リーフレットの配布、セミナーの開催等の手段により、広く県民に対して人生会議に関する普及啓発を行うものとする。

2 県は、前項の普及啓発を推進するに当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。  
一 人生会議は、本人の主体的な意思によりなされるものであり、取組を行う又は行わないことを強制されるものではないこと。  
二 日々の暮らしの中で、誰もが日常的に話し合える環境づくりを進めることが重要であり、知りたくない、考えたくないなど、各人の意思について十分配慮する必要があること。

（人材の育成）

**第四条** 県は、地域における人生会議に関する普及啓発を担う人材を養成するため、市町村及び関係機関の職員等に対し、知識の習得、理解の促進のための研修等必要な取組を行うものとする。

（市町村及び関係機関の役割等）

**第五条** 市町村及び関係機関は、県が実施する人生会議に関する普及啓発に連携・協力するとともに、各々創意工夫した人生会議に関する普及啓発を行うよう努めるものとする。

2 関係機関は、本人や本人を身近で支える家族等に対し、人生会議に関する適切な情報を提供する等の支援を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年七月八日

大分県報号外（条例）